

令和7年第11回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和7年11月20日（木）午後1時30分
 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2・3
 3 委 員 農業委員 18名
 農地利用最適化推進委員 18名
 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	6番委員	大島 光信	7番委員	庄司 遼
8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信	10番委員	室野井 建一
11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕	13番委員	佐野 和枝
14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典	16番委員	渡邊 直也
17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫	19番委員	渡部 政美

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

5番委員	荒井 重隆				

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	副主幹	星 圭一郎
主事	三崎 由香里				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人			

議長(会長)	<p>只今より、会津若松市農業委員会 令和7年第11回総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席の農業委員は18名であります。定足数に達しております。</p> <p>また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、本日の会議日程について申し上げます。</p> <p>日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。</p> <p>農業委員3番・古川 正俊委員、同じく4番・春日部 一視委員、以上2名の方をご指名申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の、2ページをお開きください。</p> <p>議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。</p> <p>この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長(会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、湊班担当委員より、1番から3番について報告願います。</p>
(農業委員10番) 室野井 建一 委員	<p>農業委員10番室野井より、議案第42号の1番から3番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番は、農業祭の売買による所有権の移転について、</p> <p>2番は、親族間での名義変更による所有権の移転について、</p> <p>3番については、農業の贈与による所有権の移転について許可しようとするものであります。</p> <p>なお、現地調査は、11月11日午後3時から湊班4名が申請内容について、農地法第3条第2項の不許可要件に照らし調査をした結果、特段意義ないと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、荒野班担当委員より4番について報告願います。</p>
(農業委員4番) 春日部 一視 委員	<p>農業委員4番春日部より、議案第42号の4番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>4番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可するものです。</p> <p>調査は、11月14日午前9時から、荒野班委員3名が申請内容について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段意義ないと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、神指班担当委員より5番から8番について報告願います。</p>
(農業委員3番) 古川 正俊 委員	<p>農業委員3番古川より、議案第42号の5番から8番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>5番から8番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可</p>

	<p>しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は11月15日午前9時から、神指班2名が申請内容について、農地法第3条第2項各号の許可要件に照らし調査をした結果、特段意義ないものと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、門田班担当委員より9番から14番について報告願います。</p>
(農業委員7番) 庄司 遼 委員	<p>農業委員7番庄司より、議案第42号の9番から14番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>9番の案件は、同業者への賃借権の設定について、 10番から13番の案件は、農業者への贈与による所有権の移転について、 14番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理と認められるものへの、売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、11月17日午後3時から、門田班委員4名が、申請内容について農地法第3条第2項の不許可要件に照らし調査をした結果、特段意義ないものと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、大戸班担当委員より15番について報告願います。</p>
(農業委員15番) 大竹 吉弘 委員	<p>農業委員2番大竹より、議案第42号の15番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>15番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められるものへの、売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、11月14日午前8時30分から、大戸班委員2名が申請内容について、農地法第3条第2号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段意義ないものと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、荒井班担当委員より16番について報告願います。</p>
(推進委員18番) 奈良橋 渉 委員	<p>推進委員18番奈良橋より、事案第42号の16番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>16番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、11月14日午後2時から、荒井班3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らして調査をした結果、特段意義ないものと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>では最後に、川南班担当委員より17番について報告を願います。</p>
(推進委員4番) 長谷川 幸栄 委員	<p>推進委員4番長谷川より、議案第42号の17番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>17番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、11月14日午後2時から、川南班員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段意義ないものと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>各班担当委員からの、調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等はございませんか。 (なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それではお諮りいたします。議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>

	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の、28ページをお開きください。</p> <p>議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により農業委員会の起決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長(会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について湊班担当委員の調査報告を求めます。</p>
(農業委員10番) 室野井 建一 委員	<p>農業委員10番室野井より、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件のうち1番につきましては、住宅件・車庫の整備を計画するものです。農地区分は、第2種の農地のその他に該当することから許可可能なものであります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、11月18日午前10時10分から、農地部3名、湊班委員3名、事務局2名の計8名で実施した経緯にございます。</p> <p>都市計画法、農振法は手続き不要、土地改良区は協議済みで、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段意義ないものと認められました。</p> <p>次に、2番につきましては、住宅建築を計画するものであります。</p> <p>農地は、第2種の農地のその他に該当することから許可可能なものであります。</p> <p>現地調査につきましては、11月18日午前9時30分から、農地部3名、湊班委員3名、事務局2名の計8名で実施した経緯にございます。</p> <p>都市計画法、農振法は手続き不要、土地改良区は協議済みで、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段意義ないものと認められました。報告は以上です。</p>
議長(会長)	<p>また、本件につきましては、農地部の合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告を求めます。</p>
(農地部長) 折笠 康裕 委員	<p>ただいまの案件につきまして、現地調査を行ったところ何ら意義ないことを報告いたします。</p>
議長(会長)	<p>湊班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それではお諮りいたします。議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第44号 営農型太陽光発電設備の設置にかかる許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の、31ページをお開きください。</p> <p>議案第44号 営農型太陽光発電設備にかかる許可申請についてであります。</p> <p>この案件は、営農型太陽光発電設備の設置にあたり、農地法第3条第1項</p>

	<p>、同条第2項ただし書き及び、同法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の起決を求めるものであり、相互に関連する内容であることから一括して提案するものです。説明は以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、提出案件について、湊班担当委員より調査報告をお願いします。</p>
(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員	<p>農業委員 10 番室野井より、議案第 44 号 営農型太陽光発電施設の設置に関する許可申請について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書の 1 番から 3 番に記載のとおりであります。</p> <p>まず、1 番につきましては、太陽光発電設備の支柱部分を対象に、地上権による権利を設定しようとするものであります。</p> <p>2 番につきましては、太陽光発電設備の下部の農地を耕作する農業者に対し、賃借権を設定しようとするものであります。</p> <p>次に、3 番につきましては、太陽光発電設備のパネル上部空間に、区分地上権を設定しようとするものであります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、11月18日午前11時から、農地部から折笠部長、他2名、湊班担当委員3名、事務局2名の計8名で実施した経緯にございます。</p> <p>この案件については、農業地区区域内の農地であります、申請内容には問題はなく、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、転用目的実現の確実性など、一般基準から見ても一時許可は可能なものであります。</p> <p>また、農地所有者と、太陽光発電設備の設置者を当事者とする、区分地上権の設定は元より、賃借権の設定につきましても、農地法第3条第2項の不許可要件に照らし調査したところ、特段意義ないと認められましたので報告いたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>湊班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それではお諮りいたします。議案第 44 号 営農型太陽光発電設備にかかる許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 44 号 営農型太陽光発電設備にかかる許可申請については、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 45 号 農業地用集積等促進案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(※ 議事参与の制限により退席)</p> <p>大竹 吉弘委員・大島 光信委員・渡部 義勝委員退室</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の、34 ページをお開きください。</p> <p>議案第 45 号 農業地用集積等促進計画案に関する意見についてであります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項において、市町村が、農業地利用集積等促進計画案を定めようとする時は、当該市町村の長は、農業委員会に意見を聞くものとすると規定されており、令和 7 年 11 月 4 日付け 7 農政第 1072 号にて、会津若松市長より意見を求められております。詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、農政部の詳細な説明を求めます。</p>
農政部農政課	<p>日頃より、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第 45 号 農業地進案について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員農地利用最適化推進の皆様に、ご審議いただきます。</p>

	<p>11月総会は、農地中間管理権の新規設定が65件となり、対象となる地域計画のエリアは6地区となります。</p> <p>35ページをお開きください。</p> <p>農地中間管理の新規設定となります。エリアの内訳につきましては、町北地区、町北(藤室)地区、神指地区、門田地区、大戸地区、館ノ内地区になります。</p> <p>1番から60番につきましては、町北町及び神指町の一部エリアを対象とする、平沢地区基盤整備の実施ともなり、中間管理権を設定するものとなっております。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。</p> <p>それでは、南四合町北班、神指班、門田班、大戸班、館ノ内班において事前の確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告を願いいます。</p>
議長(会長)	<p>次に、本件全体についてご質問等はございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それではお諮りいたします。議案第45号 農業地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸し付け相手側に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第45号 農業地利用集積等促進計画案に関する意見については、意義のない旨を回答することといたします。</p> <p>次に、議案第46号 非農地の判断についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(退席した委員が入室)</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の、67ページをお開きください。</p> <p>まず、ご説明の前に、本議案にかかる位置図が当日配布となりましたことについてお詫び申し上げますとともに、改めて対象の農地についてご確認くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>では、議案第46号 非農地の判断についてご説明申し上げます。</p> <p>この案件は、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果を踏まえ、判断対象農地に、記載する農地を非農地と判断し、農地台帳から除外するため農業委員会の起決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長(会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、本件につきましては、農地部各班との合同調査となっておりますので、農地部長より一括調査報告を願います。</p>
(農地部長) 折笠 康裕 委員	<p>この案件は、10月31日に開催されました、遊休農地対策部の会議において、利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と分類されたもののうち、農地法第2条第1項の規定による、農地に該当するかどうかを判断するため、去る11月7日、各班担当委員とともに、現地調査を実施した経過にあります。</p> <p>その結果、本日、上程いたしました62筆、41,546m²の農地につきましては、長年耕作されておらず山林または原野化しており、農地には該当しないことを確認しましたのでご報告申し上げます。</p>
議長(会長)	<p>農地部長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それではお諮りいたします。議案第46号 非農地の判断について は、これを原案のとおり、非農地と判断し、農地台帳から除外することにご異議ございませんか。</p>

	<p>ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第46号は、原案のとおり決されました。</p> <p>次に、議案第47号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の、72ページをお開きください。</p> <p>議案第47号 租税特別措置法第70条の6の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の、証明書の交付についてであります。</p> <p>この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用されている相続人が、引き続き特例の適用を継続するためには、過去3年間において農地を農地として、適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。</p>
議長(会長) (農業委員13番) 佐野 和枝 委員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、提出案件について、南四合町北班担当委員の調査報告を願います。</p> <p>農業委員13番佐野より、議案第47号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであり、相続税の、納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に、必要な証明書を交付しようとするものです。</p> <p>調査月日は、11月14日午前9時より、南四合町北班担当委員3名が、申請書記載内容の確認や、現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく適正に管理されていることを確認し、何ら意義ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
議長(会長)	<p>南四合町北班担当委員の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それではお諮りいたします。議案第47号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書については、これを交付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
議長(会長)	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第47号については原案のとおり決されました。</p> <p>次に、報告に移ります。</p> <p>報告第43号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、 報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第45号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第46号 各種証明にかかる交付事務について、 報告第47号 農地転用に関する工事完了報告については、一括して事務局から報告を願います。</p>
農業委員会事務局	<p>それでは、総会資料の73ページをお開きください。</p> <p>報告第43号 農地法第3条の3の規定による届出の受理についてであります。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。</p> <p>次に、総会資料の74ページをお開きください。</p> <p>報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理についてであります。</p>

	<p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり、都市計画法の意見が付されてございます。</p> <p>次に、総会資料の 76 ページをお開きください。 報告第 45 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理についてであります。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり、都市計画法及び建築基準法上の意見が付されてございます。</p> <p>次に、総会資料の 79 ページをお開きください。 報告第 46 号 各種証明にかかる交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書交付、事務取り扱い要領の規定に基づき、農地の地目変更にかかる登記手続きのため、証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できしたことから、申請者に証明書を交付したものであります。</p> <p>以上、報告、第 43 号から第 46 号については市農業委員会処務規定第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。</p> <p>次に、総会資料の 82 ページをお開きください。 報告、第 47 号 農地転用に関する工事完了報告についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第 4 条第 7 項及び第 5 条第 3 項の規定により、提出された農地転用にかかる工事完了報告書を受理したことから、報告するものであります。報告は以上です。</p> <p>報告、第 43 号から 47 号については、報告のとおりでございますのでご了承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 (午後 2 時 03 分閉会を宣言する)</p>
議長(会長)	

この議事録は、事実に相違ないことを認め、署名する。

令和7年11月21日

会津若松市農業委員会 会長	渡 部 政 美
農業委員3番	古 川 正 俊
農業委員4番	春 日 部 一 視